

一 明治時代 概説

長い間続いた幕府と藩政から王政復古により天皇に政権が返され、ここに明治維新を迎えたのである。明治時代は明治政府が次々と新しい政治を行い、近代国家としての形を整えて行き、近代化が急速に推進した時代といえる。明治天皇は明治元年三月「五ヶ条の御誓文」を発し、七月には江戸を東京と改め

| 年号 | | 幕末史年表 | |
|-----|------|-------|----------|
| 元 | 月 | 要 | 項 |
| 安政五 | 一八五八 | 九 | 日米修好通商条約 |
| 万延元 | 一八六〇 | 三 | 安政の大獄 |
| 文久元 | 一八六一 | 一〇 | 桜田門外の変 |
| 二 | 一八六二 | 一 | 皇妹和宮降嫁 |
| 三 | 一八六三 | 八 | 坂下門外の変 |
| 元治元 | 一八六四 | 七 | 生麦事件 |
| 二 | 一八六四 | 八 | 下関事件 |
| 三 | 一八六四 | 五 | 薩英戦争 |
| 四 | 一八六四 | 七 | 十八日の政変 |
| 五 | 一八六四 | 六 | 池田屋事件 |
| 六 | 一八六四 | 八 | 始御門の変 |
| 七 | 一八六四 | 七 | 薩長同盟 |
| 八 | 一八六六 | 一 | 下関砲台占領事件 |
| 九 | 一八六六 | 六 | 第二次長州征伐 |
| 一〇 | 一八六七 | 一〇 | 大政奉還 |
| 一一 | 一八六七 | 一一 | 王政復古 |

てここに遷都し、一世一元の制とした。その後藩籍奉還、廃藩置県等により、今までの封建的な社会の仕組を改革する方案がとられ、これまでの身分制度を廃し、男はざんぎり頭となり、義務教育や兵役の義務をつくるなど次々と政治を改めていった。更に近代国家となるため二十二年には大日本帝国憲法や衆議院議員選挙法が公布され、一先ず近代国家の形が整ったのである。

更に日本の産業は従来軽工業を中心に発展して来たが、日清・日露の戦役を境にして重工業に変わり、大規模の工場が続々と建設され、我が国の製品は急激に生産をあげてきた。ここに至るまでの生みの悩みは大

変なものであった。近代化への過渡期としての佐賀県は、全国的にみて中央集権に対する有力な地方勢力の一つであったが、明治七年の佐賀の乱以後、加速度的に中央政権へと順応して行った。佐賀県が近代化へスタートしたのは、地方議会が始められた明治十六年と考えてよからう。

1 版籍奉還

明治二年(一八六九)薩摩・長州・土佐・肥前の新政府実力者である四藩王が連名で版籍を天皇に建白した。版は版図のことで土地、籍は戸籍のこと、つまり人民で、大名が持っていた土地と人民とを天皇に返還したということである。全国の各藩も新政府から脱落することを恐れ、争って奉還を建白した。当時の肥前国関係の版籍奉還分は左のとおりである。

肥前関係諸侯の奉還表

| 佐賀 | 鍋島 直大 | 少将 | 三五七、〇〇〇石 | 士族一一、一九〇人 | 大村 純熙 | 丹後守 | 二七、九九九石 | 士族二、七五二人 |
|----|-------|------|----------|-----------|---------|-----|---------|----------|
| 小城 | 鍋島 直虎 | 紀伊守 | 七三、二五二 | 一、三六四 | 大村 詮 | 肥前守 | 六一、七〇〇 | 三、五七六 |
| 蓮池 | 鍋島 直紀 | 甲斐守 | 五二、六〇〇 | 一、〇一八 | 五島 盛億 | 飛騨守 | 一一、六〇〇 | 四九五 |
| 鹿島 | 鍋島 直彬 | 備中守 | 二〇、〇〇〇 | 七九三 | 高原 忠和 | 主殿守 | 七〇、〇〇〇 | 一、三二三 |
| 唐津 | 小笠原長国 | 中務太輔 | 六〇、〇〇〇 | 一、〇九四 | 厳原 宗 義達 | 少将 | 五二、一七四 | 九九四 |

この結果、諸侯をそのまま旧領地の「知藩事」とし、同時に京都の公卿と合わせて華族とした。又こ

れによって各藩士の身分も変わったのでこれを士族とし、農工商民を平民と称して華士族平民の三階層が成立した。それまで領主の許可がなければならなかった苗字も一般に許され、続いて華士族と平民との結婚、養子縁組も自由になるなど、身分の制度も廃止された。更に職業選択の自由、居住移転の自由など、藩政時代に禁止されていたのが自由を認められるなど、近代国家としての巨歩を踏み出した。これを当時「四民平等」と言った。

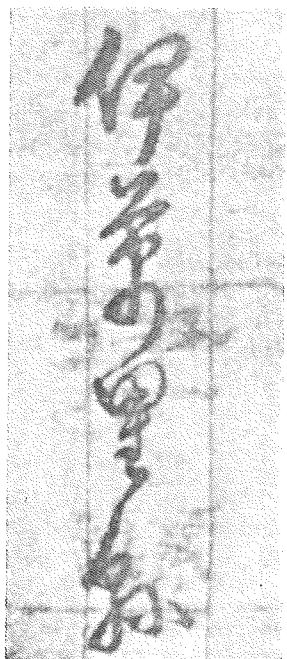
このような新政策も国民の期待通りには行かなかつたようである、特に農民は財政的負担に苦しみ、農民一揆が起きたり、中央では政府大官の暗殺や政府転覆の陰謀が起きたりして社会不安をきたした。そこで、薩長二藩が中心となって廃藩置県の準備が進められた。

2 廃藩置県と佐賀県の誕生

明治四年（一八七二）七月十四日廃藩置県の大詔が発せられ、廃藩によって従来の藩を県としたので一時は三府三百二県となり、当時肥前国では佐賀・唐津・小城・蓮池・鹿島・巖原・大村・平戸・島原・長崎・福江の十一の県が誕生した。その後次々とこれを整理したので、同年末には東京・京都・大阪の三府と七十二県になった。今までの知藩事は同年九月限りで東京に移住し、これによって郷土の知藩事も任を解かれ中央集権的な国家体制が次第に成立してきた。

(1) 伊万里県設置

その後全国の県は、もとの藩の区画にこだわらず統廃合が行われ、明治四年九月には佐賀県を伊万里県と改め、伊万里の円通寺を仮の県庁舎とした。ついで巖原県を併合し、同年十一月には唐津・小城・



伊万里県の印

蓮池・鹿島の四県とその飛地幕府領は皆伊万里県に合併した。大村・平戸・島原・福江の諸県は長崎県の所管に移されている。藩が県に替わり県知事が置かれたが、当時は県令又は権令と言い、この名称は明治十年七月まで続き、それ以後は県知事と成り、その権令代理として佐賀士族古賀一平、長州士族林友幸が相次いで県政を担当した。佐賀藩のもと家老多久邑主多久茂族は明治五年五月三日、浜松県権令から伊万里県令となって赴任している。伊万里県権令山岡鉄太郎のように、その県には一週間しかいないこともあったほど落着いた政治は行われなかったのである。

(2) 再び佐賀県となる

明治五年五月二十九日、伊万里県にあった県庁を佐賀城内に移し再び佐賀県とした。この時の佐賀県は対馬・杵岐が含まれていたがこれはわずか三か月で長崎県に編入された。このころの佐賀は、征韓論に破れた江藤新平を支持する党と島義勇を支持する憂国両党の士が国事を論議し、風雲渦を巻いて民情

は騒然となり、ついに明治七年二月には佐賀の乱となった。動乱が鎮定して同年四月、北島秀朝が代つて佐賀県々令となった。

(3) 三瀧県に合併

明治九年（一八七六）四月十八日、佐賀県のうち基肆、養父、三根、神埼、佐賀、小城等の郡は三瀧県（福岡県三瀧）に合併され、同年五月二十四日、杵島、松浦の二郡、同年六月二十一日、藤津郡は長崎県に合併した。

(4) 長崎県に属する

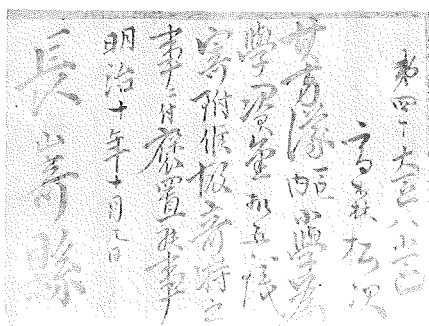
明治九年八月二十一日、三瀧県廃止のため同県に属していた肥前の諸郡は長崎県に属した。そこで同年九月、佐賀に長崎県支庁が設置されている。

(5) 三度佐賀県となる

明治十六年（一八八三）五月九日、太政官布告により長崎県から分れて今日の佐賀県が誕生したのである。分県後の佐賀県は基肆、養父、三根、神埼、佐賀、小城、東松浦、西松浦、杵島、藤津の十郡であった。明治十六年に任命された県令は鎌田景弼で、佐賀県初代の知事ということになる。

県の内部は明治四年までは昔のままであったが、五年には庄屋の制度がなくなり、又代官所、町方役所も廃止され、これに代つて県内要所に県の出張所が置かれた。同じく五年戸籍事務を担当する戸長制度ができた。これにも大小の区別があり、佐賀県管内を三十四大区に分け、更にそれを二、三小区に分

け、小区は又五組ないし十組によって編成されていた。一大区はほぼ二千戸内外で、第何番大区とし、



15銭の褒状（内山幸太郎氏提供）

千戸から八百戸ぐらいを一小区とした。大区には区長を置き、小区には戸長、副戸長、組には組長を置いて庶務、戸籍の編成に当たらせた。

戸長は主にその地方の名望家が多く任命された。町村内での社会的地位が高く、半官半民の性格を与えられていたため、県官との折り合いが悪く問題になったほどであった。

3 地方自治制の成立と大和町

明治十一年（一八七八）七月二十二日郡区町村編成法が制定された。これまでの大区小区制は廃止され、昔からの郡町村名で呼ぶことになり、この法により自治体的性格が付与されたが、大区小区制はなおしばらくつづいている。

それまでは単に地理上の名称でしかなかった郡、町村が行政区として取り上げられることになった。同十二年には各郡に郡役所ができ、区域を定めて戸長役場を置いた。同十三年には区町村会が開かれ、同二十一年（一八八八）から二十三年にかけて市町村制が定められ、佐賀県は一市十郡三町百三十三村となって、地方自治が大きく認められるようになった。県の政治は地方議会によって運営され、今までの藩や政府の一方的な行政から次第に独立して行ったのである。

ここに明治十三年佐賀郡東山田村々会規則を認下申請のため、当時の戸長石井勇之進が郡長あてに提出したがある。郡長はこれに副申を付けて長崎県令に差出している。(東山田村というのは現在の大字東山田で、明治十六年までは長崎県に属していた)

佐賀郡川上村東山田村会規則

村会規則別冊ノ通り決定候ニ付御認可相成度

此旨相伺候也

右戸長 石井勇之進

総 則

第一条 村会ノ区域ハ戸長受持区域ニ拠ル

第二条 (村会ノ目的省略)

第三条 議決事件ハ戸長ヨリ郡長ヲ經県令ニ報告ス

若シ戸長其決議ヲ認可スベカラザルト思慮スルトキハ郡長ヲ經テ県令之ノ指揮ヲ乞フベシ

第四条 → 第九条 (省略)

第十条 議長幹事(副議長の意)及議員ハ俸給ナシ

書記以下給仕モ通常会臨時会共日当ヲ給ス

(以下省略)

撰 挙

第一条 村會議員ハ十人ヨリ少カラズ三十人ヨリ

多カラザルモノトス 其人員ハ村會議員以テ之ヲ定ムベシ

但初年会ノ人員ハ戸長之ヲ定メ、撰挙ノ上其姓名ヲ郡役所へ届出ベシ

第二条 (省略)

第三条 議員ハ本籍ノ男戸主滿二十五才以上ノ者

トス 但シ他町村在籍ノ者ニテモ村内ニ於テ地租五円以上納ムル者ハ本条ニ準ジ議員タルコトヲ得ル

第四条 左ノ各款ニ触ル、者議員並ニ撰挙人タル

コトヲ得ズ

第一款 風テン白痴ノ者

第二款 懲役及ビ禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレタルモノ

第三款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘザル者

第四款 官吏教導職

但撰挙人タルヲ得ル

第五条、第六条 (省略)

第七条 投票ハ白紙ニ被撰挙人及撰挙人自己ノ姓名年令ヲ記シ予定ノ日戸長ニ差出スベシ

但シ投票筆記シ能ワザル者ハ自ラ会場ニ至リ戸長ニ演舌スルモ妨ケナシ

第八条 (省略)

第九条 投票終ルノ後戸長ハ撰挙人三名以上ノ面前ニ於テ投票ヲ取調当否ヲ檢ス、若シ法ニ於テ

不適當ナル時ハ順次投票ノ多数ヲ得タル者ヲ取ル

第十条 当撰者ノ請書帳ヲ作り請書式ヲ行フ請書式

拙者儀村會議員当撰之旨致承知候

就テハ右規則ヲ遵守シ公議ヲ尽スベシ

依テ爰ニ証明候也

第十一条 議員ノ任期四年トシ毎二年全數ノ半ヲ改撰ス 初度ノ改撰ハ抽籤ヲ以テ其退任

ノ人ヲ定ム

第十二条 議長及幹事ノ任期ハ二年トス

明治十三年十一月五日

佐賀郡川上村東山田村戸長

石井勇之進

長崎県令 内海忠勝殿

東山田村会規則を例に挙げたが県内の村会規則はおよそ大同小異である。戸長が公選制になったのは明治十七年で、同年五月七日区町村会法が改正されている。又県令が県知事と呼ばれたのは明治十九年からである。明治二十一年四月二十五日町村制が公布されたが、町村長は原則として無給の名譽職であった。

(1) 旧川上村行政の沿革

藩政時代川上村は大部分が小城藩佐保川島郷そくこうじま郷に属し、大字川上のうち字川上だけが上佐嘉郷に属して上佐嘉代官所(駄市川原)に管轄されていた。文化十四年(一八一七)当時の本村の地税石高は二千四百石余で、大庄屋の制をしき藩庁の命を受けて村政が行われていた。明治四年七月十四日廃藩置県が行われ、更に明治十一年郡区町村編成法の実施と共に佐賀郡に属し、同じく十二年川上、東山田、池上、久留間四村に戸長役場を設置してその区域村の事務をとった。納税制度は始め米納制だったが、明治九年の地租改正と共に金納制に改められ、戸長が一切の収入の主計つかさどを司った。

明治二十二年四月一日町村制の実施で川上村、東山田村、久留間村、池上村の四か村合併を行い、川上村と称して村役場を設置し、村長、助役、収入役各一名、書記若干名を定めて村自治の行政に当たらせ、各部落に常設委員を置くなど現在の基礎が確立されたのである。なお、明治二十一年六月の訓令により、合併町村名が改められた時、旧町村を「大字」として残すべきことや、小町村を合併した大町村の名称、歴史的に有名な名称等は残すことなども規定している。

歴代村長名

| 代 | 氏名 | 任命年月日 | 年勤数 | 統 | 出身部落 | 代 | 氏名 | 任命年月日 | 年勤数 | 統 | 出身部落 |
|----|-------|-----------|-----|---|------|----|------------------|-----------|------|---|------|
| 初代 | 石井 忠男 | 明治二二・五・一七 | 五・一 | | 川上 | 一〇 | 菰田 哲 | 大正 四・四・二九 | 八・〇 | | 上戸田 |
| 二 | 岡 太一 | 二七・七・一三 | 一・八 | | 横馬場 | 一一 | 西川伊太郎 | 〃 一二・五・三〇 | 四・三 | | 今山 |
| 三 | 石井 忠男 | 二九・三・二六 | 一・二 | | 川上 | 一二 | 立石健太郎 | 昭和 二・一・一一 | 二二・〇 | | 大願寺 |
| 四 | 松田 茂致 | 三〇・七・二六 | 四・〇 | | 下村 | 一三 | 山田 恭敬 | 〃 一四・一・二三 | 六・一〇 | | 池上 |
| 五 | 山田 昌備 | 三五・一・二七 | 二・〇 | | 上戸田 | 一四 | 池田 宗一 | 〃 二一、一・二六 | 〇・一 | | 池上 |
| 六 | 村岡 道盛 | 三七・三・二五 | 〇・二 | | 平田 | 一五 | 藤田 徹道 | 〃 二二・一・二七 | 〇・二 | | 上戸田 |
| 七 | 松田 茂致 | 三七・五・二〇 | 一・〇 | | 下村 | 一六 | 立石健太郎 | 〃 二二・四・六 | 四・〇 | | 大願寺 |
| 八 | 村岡 定憲 | 三八・六・二九 | 四・〇 | | 平田 | 一七 | 大山 利八 | 〃 二六・四・二四 | 四・〇 | | 上戸田 |
| 九 | 松田 茂致 | 四二・七・二二 | 五・九 | | 下村 | 一七 | ※以後町村合併により大和村となる | | | | |

(2) 旧春日村行政の沿革

春日村は佐賀藩に属し、大字久池井は上佐嘉上郷(旧川上村字川上を含む)と称し、大字尼寺は上佐嘉下郷と称し、それぞれの郷内は大庄屋によって支配されていた。その後寛政十年(一七九八)上郷、下郷の大庄屋が廃止され、一代官所の管轄地となった。(代官村岡喜左衛門)

明治十一年郡区町村編成法の実施によって佐賀郡に属し、同十二年久池井村及び尼寺村に戸長役場を

設置し、その区域村の事務をとった。明治二十二年四月一日町村制の実施によって両村を合併、春日村と称して村長、助役、書記を置いて村自治の行政に当たらせられた。

歴代村長名

| 代 | 氏名 | 任命年月 | 勤続年数 | 出身部落 | 代 | 氏名 | 任命年月 | 勤続年数 | 出身部落 |
|----|-------|--------|------|------|----|-------|---------|------|------|
| 初代 | 古川 平八 | 明治二二・五 | 四・〇 | 駄市川原 | 九 | 真島大三郎 | 昭和一一・三 | 一・五 | 福島 |
| 二 | 岸川 源治 | 〃 二六・五 | 一二・〇 | 国分北 | 一〇 | 西久保大三 | 〃 一二・八 | 六・八 | 北原 |
| 三 | 藤崎 幸藏 | 〃 三八・五 | 四・〇 | 尼寺 | 一一 | 福田千寿馬 | 〃 一九・四 | 二・七 | 国分北 |
| 四 | 岸川 源治 | 〃 四二・五 | 四・〇 | 国分北 | 一二 | 中島 勝一 | 〃 二一・一一 | 〇・四 | 五領 |
| 五 | 真崎辰五郎 | 大正 二・五 | 四・〇 | 北原 | 一三 | 平原万太郎 | 〃 二二・四 | 〇・三 | 北原 |
| 六 | 藤崎 幸藏 | 〃 六・五 | 四・〇 | 尼寺 | 一四 | 岩松 龍藏 | 〃 二二・八 | 四・〇 | 出羽 |
| 七 | 真崎辰五郎 | 〃 一〇・四 | 三・〇 | 北原 | 一五 | 福田千寿馬 | 〃 二六・八 | 三・八 | 国分北 |
| 八 | 古川勇吉郎 | 〃 一三・三 | 四・〇 | 駄市川原 | | | | | |

(3) 旧松梅村行政の沿革

佐賀藩に属した松梅村は佐嘉郡山内郷（まゐらぎ）と称し、江戸時代初期のころ鍋島茂利（正哲）が初代三反田代官として山内を治め、長男宗英が二代を継いでいる。その後大庄屋によって支配されていたが、寛政十二年（一八〇〇）には大庄屋から再び代官に代って管轄されている。

明治十一年郡区町村編成法の実施によって佐賀郡に属し、松瀬村、梅野村に戸長役場を置いてその区域村の事務をとった。同二十二年四月一日、町村制の実施によって松瀬村、梅野村、神埼郡背振村鹿路山の一部名尾を併合して松梅村と称し、村長、助役、書記若干名を置いて村自治の行政に当たらせられた。

歴代村長名

| 代 | 氏名 | 任命年月 | 勤続年数 | 出身部落 | 代 | 氏名 | 任命年月 | 勤続年数 | 出身部落 |
|----|--------|---------|------|---------|----|--------|--------|------|---------|
| 初代 | 福川 兵太 | 明治二二・一〇 | 三・五 | 三反田 | 一一 | 福島 健助 | 大正 五・九 | 〇・五 | 職務管掌 |
| 二 | 野田 俊吾 | 〃 二六・三 | 三・二 | 三反田 | 一二 | 石田 安市 | 〃 六・二 | 〇・四 | 北原、職務管掌 |
| 三 | 石井為之助 | 〃 二九・五 | 四・〇 | 仲敷 | 一三 | 西 林三 | 〃 六・六 | 一・六 | 三反田 |
| 四 | 松野 作市 | 〃 三三・四 | 三・五 | 椋敷 | 一四 | 福川大右衛門 | 〃 八・八 | 七・七 | 三反田 |
| 五 | 東 与一 | 〃 三六・一〇 | 四・〇 | 楮原 | 一五 | 副島友次郎 | 昭和 二・五 | 〇・八 | 井手原 |
| 六 | 副島友次郎 | 〃 四〇・一一 | 四・〇 | 井手原 | 一六 | 吉田 幸吉 | 〃 四・二 | 一・一一 | 三反田 |
| 七 | 糸山 官吉 | 〃 四五・二 | 〇・二〇 | 三反田 | 一七 | 古川 虎雄 | 〃 六・六 | 一五・四 | 広坂 |
| 八 | 福川大右衛門 | 大正 二・五 | 二・一 | 三反田 | 一八 | 成富弥八郎 | 〃 二二・二 | 〇・二 | 椋敷 |
| 九 | 田中 敬六 | 〃 四・二二 | 〇・七 | 柚木 | 一九 | 副島 儀作 | 〃 二二・四 | 四・〇 | 井手原 |
| 一〇 | 石田 安市 | 〃 五・七 | 〇・二 | 北原、職務管掌 | 二〇 | 高島 健次 | 〃 二六・四 | 四・〇 | 田中 |

※以後町村合併により大和村となる

4 学制の変遷

(1) 教育

明治政府は明治四年（一八七二）初めて文部省を設置し、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしむる」という国民皆学の基本方針に基づいて、翌五年八月三日（新暦九月五日）学制を公布した。すなわち「これまで学校はあっても武士以上が通う所と考えられ、農工商の者や婦女子は学問をすることなど考えなかった。しかし、これからは国民全体が学校で学ばなければならない」と述べている。これにより組織的な国民教育が始められたと言えよう。最初、佐賀の江藤新平が文部大輔（次官）に任命されたが、同年七月には同じく佐賀の大木喬任が民部卿をやめて文部卿（大臣）となり、明治六年四月まで勤めて一旦やめ、明治十六年十二月から同十八年十二月まで再度文部卿を勤めている。

佐賀県ではこれより先、明治三年ごろ、郷学校があつたが、明治七年ごろから次第にふえ約五十数校となった。区長や戸長が集つて学事会議を開き、学区取締りなどをきめて学校を管理させた。

(2) 学区

明治五年全国を八大学区とし、各区に大学校一所を置き、一大学区を三十二中学区とし、各区に中学校を置き、一中学区を更に二百十小学区に分け、各区に小学校一所を置くこととした。その割合は人口六百に対して小学校一所、中学校は人口十三万に対して一所を置く定めであつた。

(3) 学制

小学校は教育の初級で、人民一般必ず学ばねばならないものとし、これを尋常小学、女兒小学、村落

小学、貧人小学、小学、私塾幼稚小学の外、廃人学校を置くものとされた。

尋常小学を下等小学と上等小学とに分け、六才から九才までの四年間を下等小学校、十才から十三才までの四年間を上等小学校で学ぶこととした。上等下等の小学校をそれぞれ一級から八級に分け、半年ごとに試験をして上の級に進む仕組になつていた。

毎週日曜日を除き一日五時間、一週三十時間の課程とし、学制に規定した学課を各学級に配当し、教科書を示して程度を明らかにし、教授方法の概要を示した。それまでの学校はお寺などで開かれていた寺小屋で、学用品はお手本に筆、墨、すずり、それに小さな机まで背負つて通つた所もあつた。

小学校で始めのうちは授業料を納めていたが、その廃止が決められたのは明治二十三年、小学校四年が義務教育になつた時だから、金のかかる小学校に入学する子供の数は非常に少なく、学校では入学督促に努力した。

明治六年、佐賀県では人口六百ないし七百を一小学区と定めて小学校の設置を奨励した。しかしその多くは在来の学舎の設けがあつた所は別として、学舎の設けない所は私塾若しくは寺院等を仮校舎としてこれに当て、各地方私塾の先生であつた者がその教授を担当し、あるいは一人の教師が数校を掛持ち教授をするなど学制教則通りには行かなかつたようである。

(4) 都渡城小学校

明治十一年当時の都渡城は五十戸余りの小村で、小学校も教員一人生徒数三十余名で十分な教育がで

きないので、これと条件が同じである久池井小学校と合併して、両村の中央で便利な場所に新校を建設したい旨を相方総代の連名に両戸長である学区取締りの副申を付けて、長崎県令（明治十六年までは長崎県であった）に伺書を出している。

閉校合併之儀ニ付伺（原文のまま）（振仮名は加筆）

第八中学区 都渡城小学校

右校教員一名ニテ生徒三十余名教育相成居候処、追日多数之等級ニ相反名ノ教員ニテハ授業届兼今一名教員雇入候五十戸余位ノ小村ニテ万事行届兼候間同大区七小区久池井校ノ儀モ同様ノ報ニ付両村ノ中央便利ノ場所ニ新校建設両校合併致候ヘハ、永続ノ道モ可相定双方遂協議候条都渡城校ヲ廃シ久池井校合併仕度御座候条御聞被下度双方連署奉伺候也

明治十一年十月二十七日

第四十大区梅野村々惣代 友納伴六

右小頭 勝屋作太夫

右大区七小区久池井村々惣代 大肥 定

右小頭 野口吉蔵

長崎県令 内海 忠勝 殿

本書願之趣取調候処事実相違無之候条副書進達仕候也

第四十大区九小区戸長兼学区取締 古賀景敬

同大区七小区戸長兼学区取締 木下春興

又当時の小学教則は次のとおりになっている（原文のまま、ただしふりかなは付加）

一、此ノ学ニ入モノハ農商ノ子弟永ク学文ニ従事スルコト能ハサル者ノ為ニ設クルモノナレハ務テ日常之便益ヲ得セシムル学科ヲ教授スルモノトス、由テ学期凡四ケ年トシ児童六、七年ヨリ十四、五年マデ之内ニ習熟スヘキモノトス、課程ヲ八級ニ分チ毎級六月間ノ習業ト定ム

一、毎級卒業ノ者ハ試験ヲ経テ昇級セシメ其格ニ合サル者ハ尚其級ニ止ム、然レトモ其學術ノ進否ニ由リ不時ニ進退スルコトアルヘシ、

一、課業時間ハ一日五時ト定メ即チ一週二十時トス
但課業時間ハ勉テ嚴肅ナルヲ要ス

一、口授ノ科ニ於テハ生徒ノ性情ヲ善良ニ誘ヒ其感覺ヲ興発シ其智見ヲ培養スルノ良法ナレハ子女誘導ニ切要ナル良書ヲ撰ヒ古人ノ事蹟或ハ新聞紙等ニ就キ孝悌忠信ノ道ヲ懇篤口授シ続テ児童耳目の啓クルニ從ヒ養生談、経済法、伝染病予防法等又ハ日月地球昼夜暑寒風雷雨電海洋潮水或ハ人種ノ区別及ヒ本邦違式註違（緯度、経度の意か）ノ条例徴兵令等日常適切ノ事ヨリ漸次細密ノ事ニ入ルヘシ

一、読物ノ科ニ於テハ悉ク熟語等ノ意味ヲ説明シ要所ハ縷々口授スルヲ要ス

- 一、七級以上ニ問答ノ科ヲ置ハ読物中ノ要所ヲ暗記セシムルモノトス
- 一、作文ハ日常要用ノ文ヲ撰ヒ務メテ之ヲ授ケ具ニ文意ヲ説明シ諸証券願何届等ノ書式ヲ示教シ電
信文ハ短文ニシテ意ヲ尽スコトヲ主トスレハ字数ヲ省ク方法ヲ授ケ通常文ト照合サスヘシ
- 一、三級二級ノ地誌ハ地図ヲ掛ケ各道府県ノ配置開港場名山大川等ノ要所ヲ示シ一級ノ習字科中ニ
於テモ地図ヲ以テ五大州ノ区別等ヲ知ラシム
- 一、算術ハ珠算ヲ用ヒ数目列方ハ唯其順序ヲ教フルマデニ止メ其等ハ寄引掛算雜題中ニ於テ詳ニカ
ヲ説其多数寄算多数引算多数寄引混用等多数ノ乗除算等ハ最モ熟練ヲ要スヘキモノナレバ多数ヲ
記列シタル帳簿ヲ製シ教師之ヲ口ニ唱ヘ生徒ヲシテ算セシメ或ハ生徒互ニ換テ之ヲ習熟セシムヘ
シ

年中休暇左ノ如シ

孝明天皇御例祭 一月三十日 紀元節 二月十一日

産土神社祭 前日半休、当日全休

暑季休暇ナシ 尤モ酷熱ノ候不得止トキハ午前十二時ニシテ課ヲ終ヘシム

春秋季祭 (春分ノ日・秋分ノ日) 定期試験後 三日

右の外八級にわたって学課を配当して程度を明らかにし、教授法の大要並びに教科書名を示している。その後明治十四年、小学校は初等、中等、高等の三等とされ、初等科は三か年で修身、国語、習字、算

術、唱歌、体操、中等科は三か年で初等科の続きに地理、歴史、凶画、博物、女子はこの外裁縫、高等科は二か年で中等科の続きに化学、生理、幾何、経済、女子は経済の代りに家事、経済大意などを教えられた。もち論まだ義務教育ではないが、県や町村の奨励によって大部学校へ行く者が多くなり、男子で三〇%、女子で八%くらいだったと言われる。藩政時代から見るとわずか十数年の間に初等教育の目覚ましい進歩が見られたのである。

こうして小学校は県内各地に整備されていったが、中学校は明治十年代に入ってから整備され始めた。



算術の授業 (大正)

特に佐賀県地方が長崎県管下にあつたところは十分な発達を見なかつた。明治十九年になると教育制度の大変革が行われ、小学校は尋常科(六才より十才まで)と高等科(十才より十四才まで)の二種となり、そのうち尋常科が四年制の義務教育となつた。この改革は小学校のみでなく、上級の中学校、農学校、師範学校にも及ぼされていった。明治二十三年(一八九〇)十月三十日教育勅語が發布された。この勅語は国民道德の教えを論じたもので忠君愛国を強調したものであつた。これ

は政治上での大日本帝国憲法と並ぶ教育上での聖典として各学校の奉安殿や奉安庫の奥深く安置され、国家的儀式の度ごとに白手袋の校長によってうやうやしく読上げられ、生徒達は低頭をし続けながら、重々しく長々しく響く「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス………」という勅語を拝聴することになったのである。

明治三十六年に入ると教科書は国定となり、国が教育の思想を統一することになった。又明治四十年になると小学校令の一部が改正され、尋常小学校の年限を六か年に延長し、義務教育が六か年となり国民の教育はますます充実していった。明治四十四年の議會で一学級の児童制限数について質疑があり、最高七十名であるが特別の場合は八十名までは収容することができるということで論議を呼んだ。

又義務就学の規定の明確化と共に明治三十三年の小学校令で特に注目すべきものは、公立小学校では「市町村立尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徵集スルコトヲ得ス」と規定して、ここに始めて授業料廃止の原則が立てられ、義務教育費の国庫補助もこの時期によく実現されたのである。

※ 左記の文は当町吉富出身田中次郎氏（逓信省通信局長、逓信官吏練習所長等を経て、昭和六年五十九才で卒）自叙伝の一節で、明治十二年今古賀小学校に入学してからのことを述べたもので、氏が十二才のころのことである。（振仮名は添加したもの）

○ 当時の教育

我が家のある吉富から八、九町ばかりの川上村今古賀小学校には先生といはれる人は四、五人位であった。読本といへば西洋のリーダーの翻訳か何かで、「汝は釣りに行くか」というような文句であった。作文は記事文体で「某日一瓢を携へて箒（杖の意）を近郊に曳く、天気晴朗にして云々」といったような千篇一律のものであった。習字は主に大字の稽古であったが「席書」といって生徒の清書を教室に貼り下げたりした。二、三の学校の聯合でやることもある。自分が一番苦しんだのは珠算である。殊に除算と来ては中々の骨折であったが、今日多少算盤の使へるのは全くこの時の努力の賜物である。どうしたものか或時などは、学年末の成績優秀とあつて長崎県知事から賞与をもらった。然し自分は悪戯の方がはるかに賞讃に値していたように思ふ。朝は殊勝気に友達を誘ひ合つて小川伝ひに学校へ急ぐが、帰りには各自遺憾なく個性を発揮する。自分などは算盤に糸をつけてその上に弁当箱をのせて引張って歩いたり、傘を持っている日は車だといつて開いた傘を路上に廻転させて帰るので、頑丈な算盤も番傘もメチャメチャになるのである。また途すがら陥し穴をこしらへて人を落して喜んだり、小路の両側から出てくる草を豫め結び合せておいて仲間をつまづかせて興がったりした。

○ 学校の原始的状态

学校の運動場に校名を記した旗が高く掲揚されると授業が始まり、これが下ろされると放課というわけであった。各授業時間の終と初には現今のベルが鳴る代りに、吊してある木板を槌でたたくのである。

この原始的な学校の生徒の運動には綱引や礮投合戦いしげなどがあつた。けいこといつても今日のように科目は多くはない。習字、算術、読書位である。五年生になると復文といつて日本外史位の程度の通語といふ漢文書を和文に直すことをやる。又長崎県地理と国史略などを教はつた。やがてこの学校が池上小学と合併するようになったので、自分達は最後の一年を小城郡織島小学校に転じて学んだ。

(5) 実業補習学校

実業補習教育は明治二十六年十一月規程が設けられ、農村では農業補習学校として尋常及び高等小学校を卒業した者の中から入学させ、学校は小学校に併設した。

大正九年には職業教育と公民教育とに重点を置き、課程は前期(二年)、後期(一―三年)に分かれた。大正十三年には職業教育と公民教育とを二大眼目とする教育の性格がいよいよ明確になり、職業教育は農村では農業科を設け、女子には特に家事、裁縫科を重視し、男女各一名の専任教員と小学校教員の兼任を置いた。大和町旧三村では小学校長が補習学校長を兼任した。

大正十五年には十六才から二十才までの男子青年に対して軍事訓練を行うための「青年訓練所令」が制定され、門札も「青年訓練所充当〇〇農業補習学校」とされ、在郷軍人から教練指導員が任命された。実業補習学校は公民学校と名称が変わり、昭和九年ごろになって青年学校の性格に変わって行った。戦時下になって最も早く再編されたのが青年学校であつた。昭和十年に公民学校と青年訓練所が統合された青年学校制度が確立し、男子青年に対し五年の課程を設け十九才まで義務として要求された。

昭和十四年四月、青年学校義務制実施が公布され、先ず初年度は普通科男子一学年(高等科一学年相当)から年を追つて一学年ずつ実施、昭和二十年本科五年の義務制を完了することになった。
なお、終戦により昭和二十二年三月末の学制改革により廃校となつた。

(6) 中等教育

明治十二年二月「大学規則」並びに「中小規則」を制定して中学校設置の計画を立てた。「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教フル所ナリ」とし、中学を上等中学、下等中学に分け、この中学の外に工業学校、商業学校、通弁学校、農業学校、諸民学校があるとしてこれも中学の種類としている。この中学は上下等各三年として六級に分け、毎級を六か月とし、第六級から次第に第一級まで進ませることにした。

明治十二年の教育令で中学校は「高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」と規定した。同十三年改正教育令により、中学校と並べて農学校、商業学校、職工学校の名称も新しく掲げ、これによって中学校は中等教育の学校を総称するものではなく、普通教育を授ける学校としてその目的・性格が明確にされた。明治十七年になり佐賀県内にあつた八つの県立中学校(佐賀、唐津、鹿島、轟木、神埼、小城、武雄、有田)が、内容不完全、生徒の学力不足等不評のため県会で縮少案が出され、結局佐賀中学校のみを県立中学校とし、唐津、鹿島、小城、武雄の四校は町村立の中学校に、他の三校は上等小学校に格下げとなつた。

明治十三年の改正教育令で各府県に師範学校設置が義務づけられたが、佐賀県に師範学校が開校したのは明治十七年七月のことである。又佐賀県では明治二十八年四月に農業学校、明治三十年代になって工業学校、四十年代になって商業学校が設立されている。

なお、日清戦役後、国民経済の発展とそれに伴う国民の教育に対する理解が高まると共に女子教育が発達して行った。次の表は明治時代における中等学校の設置状況である。

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 明治九年一月 佐賀県変則中学校開校(旧弘道館) | 明治三二年四月 第二尋常中学校開校(現鹿島高校) |
| " 一七・七 佐賀師範学校創立 | " " 佐賀工業学校開校 |
| " " 県下八中学校縮少、佐賀中学校存続 | " 三二・四 第三中学校開校(現唐津高校) |
| " 二一・三 師範学校内に女教員養成所設置 | " 三五・四 小城中学校開校(現小城高校) |
| " 二三・四 佐賀実習女学校創設(柳原一女、後の成美高女) | " 三六・〇 仏教中学(明治四一、龍谷中学と改む、現龍谷学園) |
| " 三〇・四 中島ヤス鍋島村に裁縫教授所開校(現旭学園高校部) | " 四〇・二 佐賀市立佐賀商業学校開校(現佐賀商業高校) |
| " 三一・四 農学校開校(現佐賀農業高校) | " 四四・四 佐賀実科女学校開校(現清和高校) |

5 農業の変遷

(1) 明治期

明治十年ごろより農業改良の動きが見られるようになり農談会、種子交換会、農事巡回教師制度が不徹底ながら行われた。「明治十四年十五年佐賀県各郡農談会日誌」を見ると、左記事項が当時の重点指導要項になっている。

- ① 養蚕奨励(当時蚕業振興は国策の一つであった)
- ② 螟虫^{めい}防除対策
- ③ 米販売の合理化
- ④ 米作技術改良の問題
- ⑤ 肥料対策
- ⑥ 新作物や新技術の紹介

杵島郡における指導層の会議で、螟虫防除対策の話し合いがあった記録など興味があり、幼稚だった当時の状況が伺われる。この害虫の被害は佐賀県はもとより西日本一帯は古くから悩まされていた。会議録を見ると、螟虫の駆除には先ず四尺幅に苗床を改良し、螟虫を採集するのが肝要であると説明したのに対し、多くは卵を見たこともないから無駄だと論争している。当時の螟虫防除の方法は理論的には一応確立していて、稲株の掘り取り焼却、苗代の四尺幅改良(従来は平地べたまき)採卵、誘蛾燈による誘殺であった。螟虫さえ見たことがない人が多く、したがってこの防除は容易でなく、短冊^{たぐさ}苗代の一一般化は郷土でも明治末期から大正初期に行われることになる。

農民は藩政以来虫害におびやかされ、あらゆる知識技術を傾けて虫との戦いを演じてきたが、なお安定した収穫は望めず、生命の綱である水田が一面の白穂と化すことも多く、米を作りながら米を食えないことも多かった。日暮れと共に松明^{たいまつ}を先頭にして鐘太鼓を打ち鳴らし、田から田へとねり歩く農民達の行列は夏の夜の風物詩でさえあった。これを「虫追い」といって今でも東北地方では民俗的行事として残っている。螟虫の発生経過が明治十一年に明らかになり、害虫駆除がいよいよ本格化したのは明治二十九年の害虫駆除予防法以来である。明治三十三年から従来の平床は県令により短冊形へと移行した。鐘太鼓の虫追い行列は馬にまたがった県警察部長や害虫駆除予防員達の隊伍を組んだ巡視があり、駆

除数え歌や懸賞付き採卵などの啓蒙宣伝と併せて、大規模で組織的な駆除事業が必死になって展開された。それでもなお明治四十二年には反当収量は二石を割る惨害であった。

次に産米改良では品質の低下と仲買人の不正行為（斤量不足と中には水を注いで重量を増す）防止、肥料については石灰濫用が各郡共通の問題であった。油粕、干鰯施用が増加するためこの資金調達の問題もあった。新作物としてはぶどう苗、西洋甘蔗（砂糖大根）、有加里苗（香料や薬用油をとる）、馬鈴薯、朝鮮棉等が奨励されている。明治十五年ごろは粳種を寒水につけて沈んだのを種粳にする寒水浸法を行った。そのころの収穫量（明治十六年以降五年間の平均）は米反当二石三斗二升で、明治三十七、八年日露戦争頃は二石台を突破し、佐賀県が九州第一位となっている。

施肥の移り変わりを明治から大正時代にかけてみると、

第一期（明治十四、五年以降） 緑肥、人糞尿、堆肥、石灰、干鰯

第二期（明治三十年頃以降） 金肥（魚肥、油粕、大豆粕）、石灰施用濫用のため禁止令

第三期（大正元年以降） 自給肥料、金肥、人造肥料（磷酸石灰、配合肥料）

○ 明治二十六年の大災害と大和町

明治二十六年（一八九三）は大災害の年であった。先ず初夏の大旱魃は数十日も続き、灌漑用水がほとんど枯れ、ついで螟虫が発生、収穫の時期が来ると長雨が二十数日も続き、更に秋うんかの大発生等被害は旧三村はもち論県下全域に及んだ。更にその後十月十四日から三日間の暴風雨に襲われ、作物の

被害は米、粟、そば、棉などすべて七分作内外に及ぶ有様であった。暴風雨は特にすごく、県下で死者六十四人、負傷者四十一人、生死不明百二十八人を数え、全壊家屋五千戸以上、半壊家屋も四千戸以上に及び、気候不順のため害虫も物すごく、大和町関係の虫害も春日六一％、川上四一％、松梅五五％であった。（作付面積中虫害被害田の占める比率） この結果平年作十二万トンといわれた佐賀県の米が四万五千トンしかとれていない。

(2) 大正期以降

大正期に入り土地の利用が高度化され作物の種類も多くなった。例えば果樹蔬菜養蚕等の発達である。

① 果樹栽培

○ 柑橘

大和町における柑橘栽培の歴史は古く、明治二十年大願寺の光岡友次郎氏兄弟により部落内の元田、兵動、中村の屋敷内で栽培したのが始まりである。本格的に栽培したのは明治四十年大願寺出身の久保謙一氏が四国丸亀の裁判官を退官後部落の有志を集めて、愛知県から三、四年生の共同苗木を導入したことに始まる。以来新植が盛んになったが、大正末期から昭和初期の養蚕熱のため一時軽視されるに至った。昭和六年から十四年にかけて県の補助開墾、部落有林の貸付開墾がなされた。昭和十六年五月に川上村有林の貸借契約開墾が議決され、赤坂開墾組合により事業が実施されたが、戦争が激しくなったため昭和十九年に中止された。戦後昭和二十三年農協法制定に伴い川上果実農業協同組合が設立され、荒

廃した園の復旧と開園が行われた。昭和三十四年三か村合併により三地区を包含する大和町川上果実農業協同組合に改組され、新植、増植が最高潮に達し、経営の拡大、專業化が進められ水田転作が八十ヘクタールにも及んだ。しかし昭和三十八、四十年と相次ぐ冬季寒害により一部は枯死し新植は中止された。これに代って経営拡大の方途は通勤耕作に変わり、県内では太良町、県外では長崎県小長井村に進められその面積八十ヘクタールに達している。昭和三十九年から三か年継続としてパイロット事業が行われ百二十ヘクタールが同四十一年度に完成した。

こうして植栽面積も年ごとに伸び昭和四十三年度の統計では温州四百九十九ヘクタール、生産量九千トンに達し、同四十六年度は一万三百九十トン、八億二千八百万円の生産額である。

それは決して順調な歩みではなかった。第一は矢の根介穀虫との戦いであった。この虫は明治四十年頃長崎県伊木力産の苗木から伝播したといわれるが、西日本一帯に激甚なる被害を与えた。最初機械油乳剤を撒布していたが全滅は不可能であった。青酸ガス燻蒸は効果があったが時間と労力に欠点があり、最近の新薬により介穀虫の駆除率はほぼ百分に達した。第二は大正末期から昭和初期の養蚕熱のため一時軽視された。第三は太平洋戦争が始まって以来食糧難となり、米麦甘藷等に重点が置かれ、肥料の確保はおろか、労働力の減少等により伐採さえ余儀なくされる状態であった。

○ 柿

柿は果樹栽培面積の二%にも(昭四十三)満たない現況であるが、松梅地区の特産品として

史は古い。享保十七年(一七三二)一月十九日、佐賀五代藩主鍋島宗茂が三反田の大庄屋宅に立寄り、山内の刀差し(俸禄はなく帯刀だけ許された者)達へ酒食を賜った。佐賀、小城、神崎、山内の大庄屋達が藩主に土産としての進上物は吊し柿、栗、火繩であった。吊し柿が二百四十年ほど前から山内地方の名産であったことがわかる。秋の山峡を赤く染めた鈴なりの柿の実も、今はすでに老木になって昔か

らみると少なく、干柿の材料である渋柿の約八割は他県から移入しているようである。師走ともなつて、田んぼや軒先の仮小屋にの

れんのように

ずらりと並べ

て干されてい

る吊し柿の見

事さはまさに

一幅の絵であ

る。年産約四

十萬連(一連

は二十個)と

いわれるが、

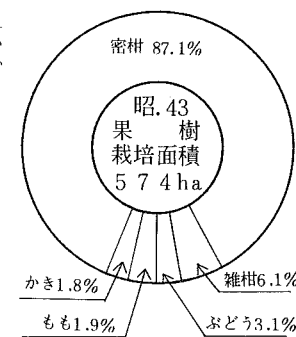


み柑採り入れ (赤坂山で)



名尾の原、谷口氏宅の柿の木(樹令約300年)

柿の生育に氣候風土が適していることは事実である。大和町原の谷口進氏宅地には幹の周り三メートル、約三百年の樹令の柿樹がある。



○ 蔬菜栽培

大正時代中期の大和町の蔬菜は古くからの伝統的特産地としてはないが、ただ川西大根として東山田一帯に、川東大根として尼寺林一帯に栽培され、漬物大根として佐賀市に出荷する外、茄子、里芋等の蔬菜が一般に作られていた。大正の後期から昭和十年ごろにかけて馬鈴薯、玉葱、トマトのような新しい蔬菜及び古いながら比較的高級な牛蒡、西瓜、里芋等の作付が急激に伸びている。大正十一年県立農事試験場春日分場として尼寺に蔬菜試験地が設立されてからその影響も大きく茄子、胡瓜等の温床による半促成栽培も普及し、ビニールハウス栽培も漸次盛んになった。

② 養蚕

佐賀県では明治二十四年桑畑の面積約三百町歩(三百ヘクタール)から明治四十年には千町歩を越え、養蚕戸数も飛躍的に増加しているが、そのころの大和町の養蚕戸数は数軒を数える程度であった。

明治三十年ごろ第二代の春日村長岸川源治氏は養蚕の有利性に目を付け、養蚕業の先進地である長野県に視察員を派遣し、長野県人羽柴重次郎氏を招き、氏の指導で養蚕を奨励した。短時日で現金収入の

ある養蚕は農民に喜ばれ、春日より川上へと普及し、大正時代になっていよいよ盛んになった。

養蚕は従来自家用の衣料を得るため農家に行われる程度であったが、川上・春日・松梅の一部は風土がこれに適し、桑園としても適した畑地が多いため、明治四十四年以来桑園増植が始まり、大正時代から盛んになり、昭和七、八年ごろは最も盛んで、収量は川上が約七万貫(約二百六十二トン)、春日が約二万五千貫(約九十四トン)、松梅が約五千貫(約十九トン)で佐賀県の総生産量約八十万貫(約三千トン)の八分の一を産する県内最高の養蚕地帯となった。羽柴氏は春日村に永住しこの地で亡くなったが、彼と岸川源治村長(国分北)の功績は養蚕界の開拓者として特筆すべきであろう。

大正時代川上村江熊野に西川伊太郎氏(今山出身)経営の佐賀製糸所(釜数三)が設立された。明治における製糸は座繰がほとんどであったが、ここで初めて小規模ながら機械化されたのである。個人経営で取扱い数量は片倉製糸と比較にならなかつたが、春日・川上の産繭の提供を受け操業していた。

昭和七年十一月、佐賀県繭検定所が尼寺の池田繭糸工場を三か年契約で借りて設置され、昭和十年国分に移転した。池田繭糸店は昭和十三年池田製糸会社(社長西川太郎氏)に組織替えしている。

各部落では養蚕組合ができ、各村に養蚕実行組合を作り、蚕種、蚕具、肥料等の共同購入及び共同蚕室を部落ごとに奨励し、稚蚕の共同飼育、繭の共同販売など幾多の事業が行われた。

一方講習会、講話会による知識技術の修得を計り、養蚕技術員を配置し、巡回指導による桑園の改良、飼育技術の向上に努めた。第二次世界大戦中は児童生徒による桑の皮はぎは遠い昔の思い出になり、今

は桑園も果樹園化し昔の面影は見られなくなった。

6 政治の変遷

(1) 第一回衆議院議員選挙と帝国議会の召集

明治二十二年（一八八九）二月十一日に憲法が發布され、いよいよ帝国議会が召集される事になったが、民権思想の高まりの反面反動思想も盛んで、憲法発布を境として言論の自由はかえって圧迫されるきざしが見えていた。こうした対立思想の中に衆院選挙が行われ、同年十一月二十五日を期して初の帝国議会を召集する旨が発表された。佐賀新聞は当日付の社説で

「世人が首をのばして待ちに待った議会召集はついに御発表あらせられた。読者諸君軽々しく見のがしてはならぬ」との意味の警告を書き、更に十一月二十九日の社説では

「地球上わが帝国のように、やすやすと立憲政治を実現した国は他にはあるまい。英仏は血の関を越え火の門をくぐり、刀をもって戦い取ったのである。しかるに日本は明治二十二年二月十一日、梅ようやくほころび、柳青めるかの良き日、かしくも今上天皇は万民歡呼のうちに臣民を愛撫し給う聖意によって欽定憲法を下し賜った。そして両院の開院式を挙げさせられた。われら臣民の喜びこれに過ぎるはない」と謳歌している。こうして明治二十三年七月一日第一回衆議院議員選挙が行われた。

なお、この年の衆議院議員選挙の佐賀県での有権者（選挙資格は満二十五才以上の男子で、直接国税十五円以上納める者）は九千六百九十八人で、県内の選挙区は当時三区に分かれていた。

第一区定員二人（佐賀市郡、小城、神埼、基肆、養父、三根の各郡）

第二区定員一人（東西松浦郡）

第三区定員一人（杵島、藤津両郡）

当時県の政界はま二つに割れて同成会と郷党会とがあった。当選した松田正久（一区）、武富時敏（一区）、天野為之（二区）、二位景暢（三区）の四人はそろって郷党会であった。これは改進黨系で九州同志会と自由党が合併して立憲自由党が成立した時一応解散して、武富時敏を中心に立憲自由党に所属する事になった。この年、佐賀県庁の機構も改まり市制、町村制、府県制、郡制の公布があり、明治二十二年から二十三年にかけて、佐賀県下にコレラ、セキリなどが流行して、県政は多端となり特にコレラには県当局も全くお手あげの状態で、二十三年十月までに死者六百二十七名を出したほどである。

(2) 第二回衆議院議員選挙と選挙大干渉

当時は反政府勢力である自由党や立憲改進黨を民権党又は民党と呼び、政府与党である大成会などを官権党又は官党と呼んでいた。佐賀県では民党と言われた郷党会を抑えるには、常々郷党会と対立していた同成会派を対立候補に立てる外はなかった。同成会派は本来自由党系の民党に属していたが、皮肉にも県当局から官党として押されてしまったのである。帝国議会でも松方正義内閣は、議会の過半数を制する民党（野党）に手をやき、第二回衆院選を前に官権による徹底した選挙干渉を断行したので、全国各地で官党（与党）と民党とが衝突し、死者二十四人、負傷者三百八十余人を出すまでにエスカレーターだったのである。殊に佐賀県では全国の死者二十四人中の三分の一に当たる死者を出すほどの大激戦を

展開したのである。

佐賀県の代議士は全部、県議はその九割を民党で占めていた。したがって民党は県政上万人の政務にくちばしを入れ、郡長は村長を督励し、村長は村議・区長を操り、村長もまた民党の趣意をもって純正唯一のものとしていた。郡書記は郡長の趣意を体して土木勸業等で利を与え、三区とも一歩もつけ入るすきもなかった。そこで官党は二、三の郡長を更迭し、郡書記を免官したりしたため相当の効果を挙げたが、小城郡、佐賀郡、神埼郡の第一区は民党の鉄壁の城であった。

ついに選挙戦は暴動化し殺気を帯びて来た。両派とも暴には暴をもって当たり壮士、悪漢、炭坑夫、消防夫を召集し、それぞれ刀剣、棍棒、銃砲、槍等凶器を携帯し、鐘や太鼓を打ちらっぱやほら貝を吹いて進退し、あるいは白布に党名を書いた旗を推立てて横行しては衝突し、駐在所や警察署を襲撃したり、投票所に乱入するなど騒乱状態になった。小城町は殊のほか惨状を極めた。

それは投票日の前日に当たる明治二十五年二月十五日のことである。午前十一時血なまぐさい事件の幕があった。「政府党と反対党が血闘中」と小城署に通報があった。おっとり刀で警察官四人が出発すると壮士二十人がこれに従い、小城町旭町にさしかかると七十人の民党派（郷党派）とばったり出合った。「選挙干渉だ、やつつけろ」と叫んだ一団は手に得物を持って渡り合った。

死体は路傍に横たわり鮮血ほとばしってさながら戦場そのものであったという。

投票の結果は武富、松田、天野の民党派はそろって落選し、坂元規貞、牛島秀一郎、川原茂輔、五十

村良行の官党派が当選した。この暴動による被害者数は次のとおりである。

佐賀郡市 重傷一人(民)、軽傷三人(官)

神埼郡 即死一人(官)、軽傷五人(民)

小城郡 即死七人(官五、巡查二、不詳一)、重傷十八人(郡書記一、官十、民七)

軽傷七人(官五、民二)

杵島郡 重傷六人(官一、民四)

西松浦郡 重傷一人(巡查)、軽傷十九人(官七、民十二)

軽傷一人(民)

計 即死八人 重傷二十六人 軽傷三十五人

(3) 相次ぐ免職事件

政変のたびに知事の首切りを断行して自党の勢力拡張に当たるのが当時の慣習となっていた。明治三十一年十二月二十二日佐賀県知事武内維積は突然免職処分となり、後任に名古屋地方検事正関清英が佐賀県知事に発令された。この知事免職と同時に佐賀郡長小林三郎以下三養基郡長、小城郡長、杵島郡長、東松浦郡長、藤津郡長、神埼郡長も免職になった。免職させられた七郡長は武内前知事の推挙で就任した者ばかりであった。関新知事着任後、先に免職処分になった七人の内四郡長を復帰させ、同時に県の高官等十五人を県政改革のもとに免職処分にするなど、この二か月ばかりのうちに県内は免職の風が吹

き荒れたわけで、こうした政党派閥争いが下級官吏、警察官等に及ぼし、新聞社もまた両派に分かれていた時代であった。

7 文明開化

明治の初めから現代までおよそ百年間の文化史は、一言でいえば日本文化が世界に目覚め世界に向かつて開かれて行く姿であった。それには幾つかの波があった。

まず第一波は明治の文明開化。第二波は明治末から大正期にかけて西洋思想が日本に移入したこと。第三の波は第二次世界大戦後のアメリカ軍占領による影響である。

いずれも激しい移り変わりであったが見事に耐えて日本独自の伝統を守りながら一方西洋文化を取り入れてどうにかここまでやってきた。文明開化はその序幕であった。鎖国から開国に転じて欧米諸国との貿易が始まると、西洋文化が盛んに取り入れられて、国民の風俗や習慣や社会のしきたりに大きな変化が起きた。以下その一部について述べることにする。

(1) 太陽暦

先ず国民生活の大きな変化として太陽暦の採用が挙げられる。明治五年（一八七二）十一月、太陰暦を廃止して世界共通の太陽暦を採用、同年十二月三日を明治六年一月一日とした。そして一日の時刻を九つ八つとか、子丑と呼んだのを廃止して一時二時とし、一週間を七日、日曜を休日、土曜を半日休と定めた。しかし農事生活と密着した太陰暦はなかなか止まず一般では昭和初期まで続いていた。

(2) 頭髪と衣服

当時「ジャンギリ頭をたたいてみれば、文明開化の音がする」「チョンマゲ頭をたたいてみれば、因循姑息（古いしきたりにとらわれる）の音がする」と歌われたが、斬髪令は明治四年（一八七一）ごろから各地方で行われ、チョンマゲは次第に少なくなった。一方女子は結婚すると眉をそり、お齒黒といって歯を黒く染める習慣があったが、これも大正時代まで幾らか見られたようである。

衣服の変化では官吏や教員等が先ず洋服を着、帽子をかぶるようになり靴をはくようになった。又こうもり傘やステッキも明治三、四年ごろから一部の人の使用された。衣料品にしても西洋から来たマントに手を加えた二重まわし（トンビ）というスタイルが明治十五年にはでき上っている。

(3) 食事と建物

文明開化時代の日本は食生活にも大きな変化を見た。その変化の中で特に重要なのは肉食の始まりであろう。しかし一般的にいえば肉食への抵抗は強かったが、少しずつ肉食にも慣れて行き、料理法も日本的になり「スキヤキ」として愛用された。明治九年国産のビールが初めてでき、洋菓子やパン

| 他 | の | そ | 住 | 食 | 衣 |
|-----------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|------------|
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | ● 西洋建築、椅子 | ● 靴製造の初め | ● 背広服の使用 |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | ● テーブル使用の習慣 | ● 巻きたばこ出現 | ● コウモリ傘の流行 |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | ● ビール飲用流行 | ● 帽子の流行 |
| ● 野球の輸入 | ● 小学校設置 | ● 自転車使用 | | | |
| ● 野球の輸入 | ● 自転車使用 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 博覧会の開催 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 自転車使用 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 自転車使用 | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 小学校設置 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道敷設 | ● 郵便事業の開始 | | | |
| ● 庭球の輸入 | ● 太陽暦使用、日曜休日の初め | ● 乗合馬車始まる | | | |
| ● ガス燈の使用 | ● 博覧会の開催 | ● 人力車の発明 | | | |
| ● 電燈の使用 | ● 鉄道 | | | | |

やビスケットの製造も行われた。牛乳を飲む習慣も少しずつ始まった。パンの日本化はあんパンという形で成功した。単にまねするだけでなく、それに手を加えて日本化する能力が日本人にはあった。

建物も大都市の中心部では煉瓦建や洋風建築が見られ、それがだんだん地方にも及んで県庁や郡役所が西洋建築に変わり、佐賀県でも明治十八年ごろできた協和館は最も新しい建物で、当時の県会議員や役人、民間有志の会員組織による社交場であった。階下の大広間を会員の集会娯楽場とし、撞球台も備え、又東京からコックを呼び寄せて会員の注文に応じて西洋料理を作るなど当時の時勢としてはすこぶるハイカラなものであった。しかし、一般の郷土人には牛肉も洋式造りも縁遠いものであった。

(4) ランプと電燈

昔は「行燈」と「ろそく」の暗くて不便な生活であったが、明治の半ば過ぎから農村地帯にもランプが出現した。又電燈が県下で最初についたのは佐賀市の県立病院好生館で、明治三十三年ごろ同館専用の火力発電によって点じられたのである。しかし県下全般としては大正五年ごろから次第に普及を見た。大和町もそのころで、電燈がぱつとついた瞬間はランプの光に慣れていた人々にとって真昼のような明るさに驚嘆したものである。当時は今のような従量制はほとんどなく、日暮れにともされ朝になると一せいに消燈されていた。

(5) 新聞

明治五年に今の佐賀市柳町で佐賀県新聞という活字新聞が発行されたのが最初でわずか二か月の短命

で終わった。明治十七年八月一日佐賀新聞が佐賀市新馬場の社屋から創刊号を発行し、発行当時は写真はなく、木版刷りの美濃紙四枚綴りで今の官報大の日刊紙であった。一部一銭八厘、一か月三十八銭、三か月一円、米一升(約一・五キロ)が六銭だからかなり高かったと言える。同十九年には肥筑日報が発行され、のち西肥日報と改められた。

(6) 通信



夫と脚配の飛脚
江戸時代の郵便

通信の起源は古く、大化の改新後駅馬、伝馬を置いて公用や軍事の伝達が行われ、鎌倉時代になって飛脚が置かれていたが、江戸時代になって諸国との往来が頻繁になりこれが組織化されていった。伝馬及び駄賃馬の制が定められ、ついで道中継飛脚の制が始められた。始めは公用文書の送達だけであったのが後には私用通信も行われ町

飛脚も出来た。明治維新になって制度が整い、明治元年(一八六八)

会計官の中に郵便司が置かれ、明治四年十一月に郵便寮と改められ、更に郵便局となり民部官、民部省、大蔵省、内務省、農商務省等の所

属を経て明治十八年(一八八五)二月、逓信省が設立され、現在は郵政省と改められている。

左表の郵便賃銭表は当町吉富、副島萬氏所蔵の写しである。



切手

郵便賃銭表(振り仮名は付加したもの)

| 書状等差出入取扱所ヨリ街道筋里數之割合 | 書状 | | | 目方 | 割合 | 日誌并新聞紙壹箇一付 | 書籍 | 見本 | 目方 | 割合 | 本道 | 郵便 | 取扱 | 所地 | 名表 |
|---------------------|---------|---------|----------|----------|----------|------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 四匁以下四匁迄 | 四匁以上八匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | | | | | | | | | | | | |
| 二十五里以内賃銭 | 百文 | 二百文 | 三百文 | 拾一匁以上八匁迄 | 拾一匁以上八匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 東京 | 品川 | 川崎 | 神奈川 | 程ヶ谷 |
| 五十里以内賃銭 | 二百文 | 四百文 | 六百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 横濱 | 戸塚 | 藤澤 | 平塚 | 大磯 |
| 百里以内賃銭 | 三百文 | 六百文 | 九百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 吉原 | 蒲原 | 由井 | 興津 | 江尻 |
| 二百里以内賃銭 | 四百文 | 八百文 | 一貫二百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 静岡 | 丸子 | 岡部 | 藤枝 | 島田 |
| 二百里以外賃銭 | 五百文 | 一貫 | 一貫五百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 金谷 | 日坂 | 掛川 | 袋井 | 見附 |
| | 三百文 | 六百文 | 九百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 濱松 | 御油 | 赤坂 | 藤川 | 岡崎 |
| | 四百文 | 八百文 | 一貫二百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 池鯉鮒 | 鳴海 | 熱田 | 名古屋 | 前ヶ須 |
| | 四百文 | 八百文 | 一貫二百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 桑名 | 四日市 | 石薬師 | 庄野 | 龜山 |
| | 四百文 | 八百文 | 一貫二百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 関 | 坂ノ下 | 土山 | 水口 | 石部 |
| | 四百文 | 八百文 | 一貫二百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 草津 | 大津 | 西京 | 伏見 | 淀 |
| | 五百文 | 一貫 | 一貫五百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 牧方 | 守口 | 大坂 | 西ノ宮 | 神戸 |
| | 五百文 | 一貫 | 一貫五百文 | 八匁以上拾一匁迄 | 八匁以上拾一匁迄 | 四十八文 | 拾六匁以下拾六匁迄 | 拾六匁以上三拾二匁迄 | 三拾二匁以上四十八匁迄 | 四拾八匁以上拾六匁毎二 | 兵庫 | 明石 | 加古川 | 姫路 | 片島 |

| 枝道 | 郵便 | 取扱 | 所地 | 名表 |
|-------|-------|-----|------|-----|
| 相州横須賀 | 松和 | 三崎 | 武州金沢 | 甲斐山 |
| 相州横須賀 | 遠州横須賀 | 田原 | 西尾 | 中泉 |
| 新城 | 大垣 | 高須 | 笠松 | 加納 |
| 神戸 | 津 | 松坂 | 久居 | 西大路 |
| 大溝 | 長浜 | 海津 | 塩津 | 片田 |
| 龜岡 | 郡山 | 小泉 | 柳原 | 柳本 |
| 窪市 | 芝村 | 高取 | 丹南 | 伯太 |
| 富海 | 岸和田 | 和歌山 | 伊丹 | 麻田 |
| 舟木 | 高槻 | 高砂 | 三ヶ月 | 室津 |
| 豊津 | 龍野 | 山崎 | 倉敷 | 高梁 |
| 飯塚 | 福山 | 福山 | 山口 | 中津 |
| 轟 | 福岡 | 秋月 | 久留米 | 蓮池 |
| 成瀬 | 小倉 | 鹿島 | | |
| 大村 | 早崎 | | | |

一、本枝両道取扱所無之間之宿村並に近傍市在江差出す書状は右割合賃銭之外目方に不拘封に付銭百文宛之増賃銭可拂事 但京大坂共府外之分は同様百文宛之増賃銭可拂事

一、枝道は隔日或は月々七八度宛其都合に寄り往復有之候儀に付差急ぎ候書状は何地郵便取扱所有之地より別段急便与書状江朱にて見へ安き様に認置へし然る時は其地より別飛脚差立届先より相當之賃銭可受取事

一、取扱所近傍江差出す書状は何地取扱所最寄与可認事

一、貨錢は前以可拂を規則とす然れども事実不得止次第にて先拂にする時は定例貨錢一倍又は貨錢不足に拂置候節は不足丈之貨錢一倍郵便切手を張付朱にて消し置候間夫を目當にして其届先より可拂事

一、日誌新聞之類駅頭より運輸之免許受ざる分は此例にあらざる事

一、日誌新聞紙之類封じ切候歟又は書状かかりたる文面書入有之節は書状として一倍之不足貨錢其届先より可拂事

一、日誌新聞紙中に封物差入有之時は右封物のみ書状先拂之例に可取扱事

右之外精細之儀は別冊郵便規則書に而可辨知事

辛未 十一月

駅 通 寮

本表は辛未すなわち明治四年（一八七二）十一月、駅通寮と改められた時同時に東京、京都、大阪の郵便役所と各地の郵便取扱所に配布された貨錢表である。この表を見ると書状の目方によって料金が違うのは今と変わりはないが、距離や本道（当時の全国の主要道）、枝道（二級道）の別によって料金が大幅に違っているのが興味深い。県内では当時轟（鳥栖）神埼、佐賀、成瀬（武雄市橋町）、嬉野が本道郵便取扱所で、伊万里、蓮池、小城、鹿島が枝道郵便取扱所である。枝道は一日置きか月七、八度と都合により往復するので、急ぐ書状は封筒に「急便」と朱書し、郵便取扱所がある所から別に飛脚を立て、

その料金は届先からもらうようになど七か条の添え書がある。料金も文錢で例えば四匁まで二十五里（百キロ）以内は百文、四匁を越し八匁までは二百文と距離と重さで料金が違っている。

切手発売は明治四年三月一日四十八文郵便切手、同年十一月百文、二百文、五百文と三種の切手が発行された。これらはわが国郵便切手発行の初まりである。切手や葉書の発行はこれ以後改訂を含みたびたび行われているが、改訂を除き新規発行の主なるものを挙げると次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------------------------------|---------|-------------|
| 明治四年三月 | 四十八文切手 | 明治六年四月 | 四錢切手 |
| " 十一月 | 百文、二百文、五百文切手 | " 十二月 | 半錢葉書 |
| " 五年二月 | 半錢、一錢、二錢、五錢切手 (貨弊制度の改正により) | " 七年一月 | 六錢切手 |
| " 九月 | 十錢、二十錢、三十錢切手 | " 十二年六月 | 三錢切手 |
| | | " 三十二年 | 一錢五厘葉書(以下略) |

この貨錢表も明治五年二月、貨弊制度の改正によってわずか三か月の短命で右の表のようになった。当時の目方と距離による郵便料金は明治十五年（一八八二）まで続き、この年郵便条例が作られてから郵便料金の全国均一制がとられた。又明治四年以降は郵便役所あるいは郵便取扱所とっていたのが明治八年一月から郵便局という名称に変わった。通送は飛脚によって行われたが、後には通送夫や集配人と呼ぶようになり、その姿は笠をかぶり、ももひきにわらじがけで、特に遠距離への通送は郵便行囊を

天秤でかつぎかけ足で運んだ。

十文を一銭とし、当時の米一升を五銭として換算してみると百文は米二升分である。これを昭和四十七年時の貨幣価値に換算すると、米一升二百円として百文は四百円に相当する。つまり、飛脚による遞送とはいえ四匁（十五グラム）以下の書状を佐賀から長崎（約百キロ）へ郵便すれば四百円かかることになり、取扱所のない宛先は更に四百円の増賃銭がかかるので計八百円を要することになる。

明治十七年ころは郵便物といえは一村に二、三通、多い時でも十通に達したこともないという閑散な状態であったがその後増加するばかりであった。

大和町内四局の内三反田局が最も古く、明治七年十二月十六日の創立で、県内においても二十番目に事務取扱いを開始している。当時は郵便関係だけを取扱っていたが、明治十八年十月一日から為替貯金、同四十一年三月二十一日から電信、大正五年十月一日から保険、昭和八年十二月十六日から局電話、同十年十二月十日から電話交換が開始され、その一年前の昭和九年十二月十六日松梅村役場に第一号の電話が設置されている。

春日郵便局は明治二十年十二月一日創立、事務取扱いを始めている。明治二十六年二月一日長い間の懸案であった小包郵便が実施された。明治三十年五月一日為替貯金取扱い、同三十五年十一月二十一日電信、大正五年十月一日簡易保険、同十年十月一日郵便年金、同十五年一月一日普通電話取扱い、昭和五年三月二十一日特設の交換局、同八年十月一日電話普通交換局が設置された。今日行われている年賀

状特別扱い制度は明治三十三年の正月が最初である。電話開始当時は一通話五分間、料金は佐賀——長崎、佐賀——門司までが四十銭、佐賀——博多までが二十五銭、米一升（一、五キロ）七、八銭の時代だから非常に高いことになる。だから自宅電話はなく局まで行って話したものである。

昭和六年の電話加入者は十、同十三年には二十一となり、うち数番は村外であり次のとおりである。

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-------------|
| 一番 春日村役場 | 七番 藤井栄六 | 一三番 松下自動車 | 一九番 大井手水利組合 |
| 二〃 川上村 | 八〃 農芸学校 | 一四〃 小町亭 | 二〇〃 西村伝七 |
| 三〃 進徳学校 | 九〃 蘭検定所 | 一五〃 鬼崎安太郎 | 二一〃 春日山道場 |
| 四〃 水町平一 | 一〇〃 第一発電所 | 一六〃 金立村役場 | |
| 五〃 池田熊一 | 一一〃 揚柳亭 | 一七〃 農事試験場 | |
| 六〃 川上館 | 一二〃 清蓮亭 | 一八〃 横尾政光 | |

川上郵便局は明治四十一年二月一日創立され、中極郵便局は昭和六年七月一日創立、郵便業務を開始し現在いずれも無集配局である。

8 交通

(1) 鉄道

明治二十四年（一八九一）八月二十日、鳥栖——佐賀間（二二・六キロ）の開通が県内最初の鉄道である。その時佐賀駅前では祝砲を鳴らし市民がこぞって汽車を待った。午前十時処女列車がホームにす

べり込むと割れるような拍手、歓呼の音が佐賀の町を埋め尽くしたという。県民の念願であった鉄道開通は文明開化を象徴する一大事件であり、近代佐賀への第一歩でもあった。当時鳥栖、佐賀間の運賃は二十銭で米一升（一・五キロ）が七銭の時代である。

明治二十八年から四十年にかけて県内には鉄道ブームが出現し各地に鉄道が敷設された。

佐賀・武雄間 明治二十七年着工、同二十八年五月五日工事完成

有田・伊万里間 明治三十年二月二十八日起工式、同三十一年三月全線開通

唐津線 明治三十一年十二月西唐津・山本間開通、

明治三十六年西唐津・久保田間開通

武雄・早岐間 明治三十七年七月十日開通

佐賀駅舎改築 明治三十年七月着工、待合室改修、駅舎西側

貨物倉庫完成

大正時代の佐賀駅風景



(2) 人力車

明治三年和泉要助という人物によって発明孝案されたものであるが、利用率は高く大正後期まで続いた。統計によると明治

八年ごろ日本の人力車は約十万台、同三十三年には二十一万台に増加している。郷土でも当時なじみ深い交通機関であった。実相院に残る明治十五年の記録の中に「人力車四台一円十五銭、小城より」「人力車二人引、白石より二円五十銭」というのがあり、当時としてはかなり高い乗車賃であった。

(3) 自転車

日本で自転車が目覚ましい発展を示すようになったのは明治二十年後半で、明治三十年ごろ空気入りゴムタイヤが造られた。統計によるとそのころの日本の自転車はわずか二万台、同三十九年には十二万台、同四十四年には三十万台と加速度的に上昇している。自転車はそのころのあこがれのままで「村長さんはラージ（高級自転車）に乗って」といわれたように、知名士のさっそうとした自転車乗りにせん望の目を向けたものである。そのころ一時間十二銭くらいの貸自転車屋もあった。

(4) 馬鉄

日本で初めて路面電車が市街地を走るようになったのは、明治二十八年京都で博覧会が開かれた時であるが、佐賀市に電車ならぬ馬鉄が走ったのは明治三十七年二月二十八日のことである。馬鉄というのは馬車鉄道の事でレールの上の車を馬が引張って走るものである。

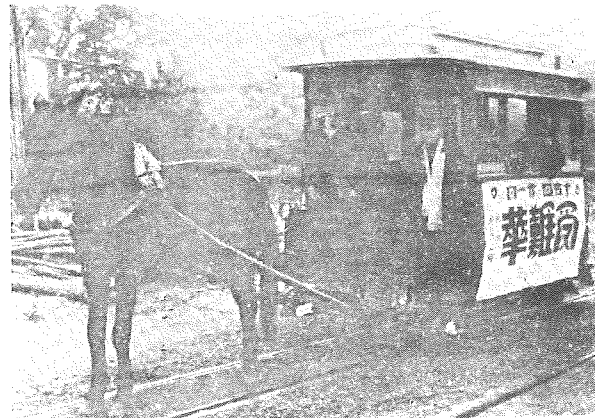
『諸富国道ガータガタ 馬鉄に乗ればツーツラツ 早うねんねしんしゃいの』

と子守歌にまで歌われていた。馬責馬場（松原町四丁目）付近から諸富までパカパカと蹄の音も高く往復した。後に県庁前、御幸橋、佐賀駅まで延長し昭和の始めまで続いた。客車とレールは新橋・品川間

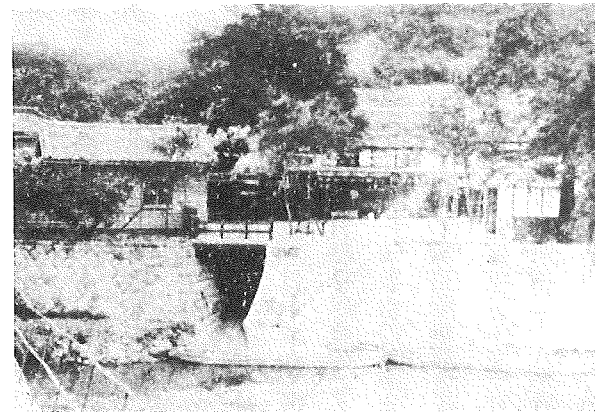
を走っていた馬鉄の払い下げ品で、レールは見事にすり減っており、中には裏返して使ったものもある。そのせいかよく脱線し、その度に乗客が一々降りて車の後押しをする風景も見られた。料金は一区間が一銭五厘で、馭者ごしやは赤帽あかぼうに詰襟つめえりの金釦ぼたんといったスマートな服装でサービスもよく、停留所は一応あったが、手を上げるとどこでも乗られ、県内では最高級の文化的交通機関であった。

(5) 川上軌道

観光客の吸収と沿線開発を目指して川上軌道が計画されたのが大正元年十一月である。資本金十萬円の会社組織で線路は軌間三呎フット、三十封度軌条ゴンドラを使用した単線である。神野の踏切の所を起点に都渡城つとせ(川上)まで約八キロの路線に軽便鉄道を



佐賀市の馬鉄



昭和初期の川上軌道 川上川駅



水上辻の道標

走らせた。普段は一両を引張って走り、実相院のお経きやう会の時とか、川上納涼のうらやうの時は臨時に二、三両をつないで、かん高い汽笛を鳴らし黒煙を吐きながら走ったが、当時佐賀まで歩いて行った時代に軌道車の出現は、文明開化を象徴する交通革命であった。大正五年資本金を十五万円に増資し、大正八年の秋佐賀馬鉄と合併し、資本金十九万円で佐賀軌道株式会社と改称した。乗車賃は開通当初(大正元年)都渡城・神野間が十銭、尼寺・神野間が七銭で、大正五年には都渡城・神野間が十二銭、大正十二年には同区間が三十二銭、尼寺・神野間が二十三銭と値上がりした。大正七年八月の白米一升(一・五キロ)の値段が佐賀市内で三十九銭内外(このころ他県では白米一升五十銭に暴騰して米騒動が起きている)のころである。

(6) 川上電車

昭和四年三月、佐賀軌道株式会社を解散、それに変わり百二十万円の資本金で佐賀電気軌道株式会社を新設して電車が走るようになった。煙で沿線の民家を悩ました軌道も十五年振りに電化して都会並みになった。この電車は一般都市にある路面電車より丈たけが高くスピードを出すほどに横振りがひどく、振り落されそうでチンチン電車とはややイメージを異にする愛嬌のあるものであった。この電車も八年間走って昭和十二年支那事変勃発と共に廃止されて乗合自動車(バス)に変わり、社名も佐賀自動車株式

会社と改称したが、これも昭和十九年に佐賀市と昭和自動車に譲り渡して解散した。

○ 秀流館

同社の経営で淀姫神社の北側に秀流館と称して、当時としてはモダンな洋風の建築物で大衆娯楽場があり、又都渡城の電車発着駅の二階は食堂等も経営し、川上峡の発展に寄与すると共に川上峡の賑わいを見せていたが、今日ではその面影も見られなくなってしまった。

(7) 自動車

電車の廃止に伴い各地に行く乗合自動車が急速に発達した。佐賀駅より尼寺經由金立・川久保に至るもの、川上終点、小城終点、三反田經由三瀬終点、古湯・北山終点等現在も変わらない。日本に自動車が出たのは明治四十二年で、アメリカに在留する日本人が、日本の皇太子殿下のために最新発明の自動車を献納したのが始まりという。この自動車を日本で試運転した時、多くの人々は呆気にとられた。試運転の時に一人の老婆がそれを見て「馬のない馬車が来た」と呆然とみつめ動こうとしなかった。運転士はその老婆を避けようとしてハンドルを切り損ね、土手に乗り上げてしまったというエピソードもある。明治の世は自動車時代とはまだ程遠かった。大正時代の初期になって全国で乗用車が一千台にのぼるといわれ、まして九州では福岡が二十四台、大分が二十一台、熊本七台、鹿児島二台、当の佐賀県は五台であり、まさに貴重品の時代であった。

大正六年施行の自動車取締規則によると「自動車の速度は市部では一時間に十マイル（十六キロ）で郡部にありては一時間十二マイルを超過してはならない。ただし、往来の人通りの多い所では歩行者と

同一速度をもって徐行すべし」とある。つまり車の制限速度は、町の中では十六キロ、効外に出ると二十キロ、人混みの中では四キロということ、歩行者と運転者の安全を第一と考えた措置であった。當時五台だった車が昭和四十三年には十万台を突破し、同四十七年十月現在では三輪車以上の自動車の総数は十六万九千八百三十九台（陸運事務所調査）と飛躍的に増加しまさに自動車氾濫時代となった。

9 明治末ごろの大和町風景

明治三十年代の時代相について出羽の岩松龍蔵氏（明治二十六年二月生）より次のような資料を提供してもらった。

(1) 明治三十年代ごろの時代相

明治三十年代と言えば明治二十七、八年の日清戦争の後を受けて戦勝気分酔い、人心も浮々として、大国民としての誇りを保つようになり、国民生活もおのずから派手になった。精神的にはそうであったが、生活そのものは依然として変らなかつた。昼の農作業は男も女も夫も妻も共に田んぼに出て鍬や前打で汗を流し、刈り倒した稲は小積みにし、千歯でこぎ落し、莖干し、唐臼で粃摺をし、臼に入れて杵で搗き、これに二割程度の麦を混ぜて飯をたき、塩鱈か塩鯨など塩物をおかずにして食べていた。

夜なべは男は縄をない莖を網み、嫁はランプの下で針仕事に精出したもので、今からみれば想像もできない程の生活であった。佐賀市へ用足しき行く時は和服に身を固め、下駄をはいて徒歩で行ったもので、軽装の場合はわらじをはいたものだった。自転車も無ければ自動車も無い。もち論電車などあろう

はずもない。国道も無ければ舗装道路もない。佐賀駅を通る長崎線・唐津線の外はすべて徒歩か又は人力車、荷物運搬には荷車の外には何もなかった。毎日の生活はその繰返して単調そのものであった。

農機具としては牛馬の外は鋤・鍬・前打・鎌などで人間の体力によって農作業をしていた。実に重労働の連続であった。そこで五十才も過ぎれば腰は二重になり、六十才まで生き延びる者は少なく、七十才ともなればめつたになかった。「人生五十」とか「人生七十古来稀なり」などはその間の消息をよく物語っている。秋の取入れがすんだ後、田んぼに小屋掛して田舎狂言にご馳走をこしらえて見物に行ったことは、忘れようとしても忘れることのできぬ風情があった。当時の娯楽といえばこの狂言か秋の豊年祭りに浮立を打ったり、宮相撲が催されたりしたことだった。

物価は大変安かった。米一俵売って三円ぐらい得られた。あん餅は一個一銭で五個も食べれば腹一杯うどんも一杯五銭ぐらい。魚飯といううまい御飯がどんぶり一杯六銭ぐらい。農家は小使銭かせぎに、朝は三時ごろから荷車をひいて野菜類を佐賀の間屋に出し、五十銭か八十銭ぐらい得て、帰りに上高木の餅屋であん餅を食うのが何よりの楽しみであった。

(2) 乗合馬車

人力車の外には交通機関が全くなかった明治三十年ごろは佐賀へ出るにもどこへ行くにも自分の足に頼らざるを得なかった。更に不便を感じたのは少々の荷物を持って佐世保とか長崎・福岡等へ行く場合、荷物は荷車へ積み人を頼んで、佐賀駅まで運んでもらわねばならぬことであった。そこへ突如として現

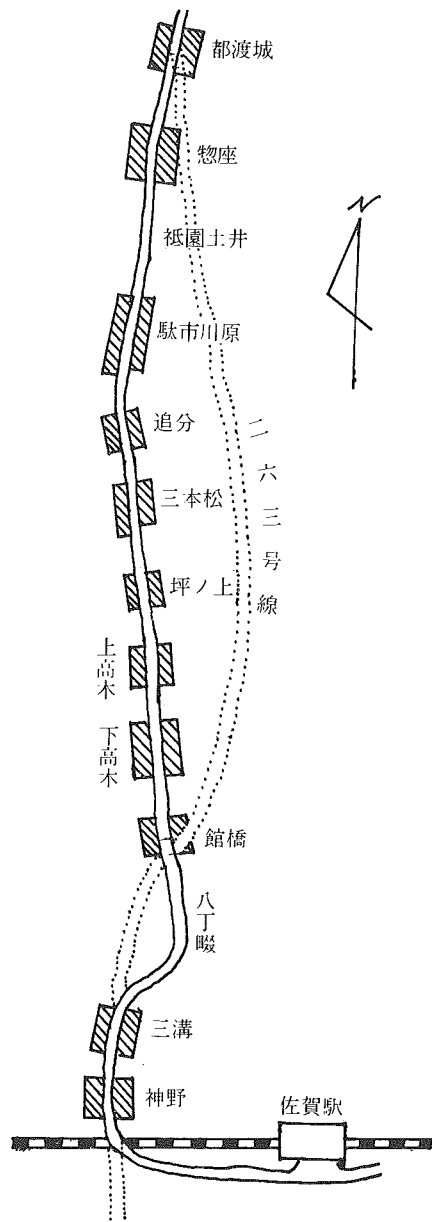
われたのは、表日村都渡城の南端、出羽坂より佐賀駅まで往復する乗合馬車であった。

1、経営主、春日村字出羽の住人某(三十七才くらい)、個人経営

2、乗合馬車、黒塗りの箱馬車、六人乗りぐらい。向かい合って座る。前に御者席(別当)、馬一頭で引く。馬の並足より少し速いダクで走るを常とす。

3、走路

出羽坂—惣座—祇園—土井—駄市川原—追分—三本松—坪の上—上高木—館橋—八丁畷—三溝—神野—踏切—佐賀駅 (復はこの逆)



- 4、行程 約十キロ、乗車賃 不明
- 5、所要時間 出羽坂―佐賀駅 約一時間
- 6、回数 一日二往復（午前・午後各一往復）
- 7、創設 明治三十年五月ごろ、廃止、明治二十七年十月ごろ

創設当時は黒塗りのスマートな箱馬車をたくましい「アオ」の馬が鉄蹄の音も高く、リズムに乗って馳せ行く様は美事なもので、道行く人は言うに及ばず田畑で働く姉さん達も立って眺めていたという。道路は県道ではあったが、広くなったり、狭くなったり、勾配がついたりして、今日の道路とは似ても似つかぬもので、それに降雨ときたら想像以上の困難が伴っていたようである。利用する客は絶えずあったようだが、明治三十七、八年の日露戦争が勃発するや、人馬等四囲の情勢はこの経営を続行することができずに、ついに止むを得ず廃止することになったようである。 以上

10 当時の物価

明治八年（一八七五）ごろ、佐賀では佐賀の乱の影響もあって米一升が七銭で、その後は通信運輸機関の発達の関係で一升五銭と安くなっている。しかし明治十三年には一升十銭を越すなどの変動がある。労働賃金も明治十七年には大工の日給が二十二銭、同二十五年には二十五銭、同三十年には五十銭、同三十六年には五十五銭、同四十一年には八十銭となり、人夫の日給も明治十七年の十銭から明治四十一年には六十五銭となっている。すべての物価が戦争をきっかけに高騰した傾向が見られる。

明治十六年実相院に残る弘法大師千五十年祭出納簿を見ると豆腐一切八厘、こんにやく五厘、酒一升

十三銭、十九銭、醤油一升六銭、酢一合一銭四厘、杉板一坪五十二銭、うどん粉一斤（六〇〇グラム）三銭一厘、更紗布一尺（三十七センチ）五銭となっている。明治十八年五月二日付佐賀新聞社紙では、白米一升八銭、酒一升十七銭、二十銭、玉子（卵）一個四厘、葱十把一銭になっている。

二 大正時代

概 説

大正時代は明治四十五年（一九二二）七月三十日明治天皇の崩御により同三十一日元号を「大正」と改め、大正十五年（一九二六）十二月二十五日大正天皇崩御までわずか十五年間足らずである。

この時代は外交上国際協調主義をとった時代で、一般に欧化主義が勢力をもち返し、個人主義、自由主義、民主主義思想、いわゆる大正デモクラシーが台頭してきた時代である。更にこの時代は経済恐慌、文明開化の浸透の時代でもあった。

大正三年（一九一四）七月、第一次世界大戦の幕が開かれてから大正八年までの景気上昇期、同九年の反動恐慌、同十年以降の慢性的不況期という局面を呈していた。

綿紡績業、製鉄、鉄鋼、染料、海運、造船と目覚しく発展して、日本は本格的な工業国へと脱皮して行った。この大戦景気の頂点は終戦前後に近い大正七、八年ごろまでで、船成金と言われた巨大な利得